

○筑波大学学生担当教員等に関する規程

〔平成19年3月30日〕
法人規程第32号
改正 平成24年法人規程第38号
平成27年法人規程第34号
平成31年法人規程第12号
令和 元年法人規程第43号

筑波大学学生担当教員等に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。第8条において「学群学則」という。）第56条第1項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。第8条において「大学院学則」という。）第62条第1項の規定により、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が必要な措置を講じることとされている学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言（以下「学生生活支援等」という。）に当たる学生担当教員等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学生担当教員)

第2条 法人に、全学的視野のもとに学生生活支援等の次条に規定する役割に当たらせるため、学生担当教員を置く。

(役割)

第3条 学生担当教員は、学生生活を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）の指示のもとに、次に掲げる役割を行う。

- (1) 学生の組織その他学生の自主的な活動に関し、指導し、及び助言を与えるとともに、法人の組織との連絡調整に当たること。
- (2) 学生の意見を聞き、筑波大学の運営に資すること。
- (3) 筑波大学の運営に関し、必要な事項を学生に周知させること。
- (4) 学生の相談に応じ、又はその窓口として指導及び助言に当たること。
- (5) 学生指導に関し、必要な情報及び資料をクラス担任教員に提供すること。
- (6) その他担当副学長に命じられたこと。

2 学生担当教員は、前項の役割を行うに当たって、関係する教育研究組織に係る事項については、当該教育研究組織の長との関係のもとに、これに当たるものとする。

(指名等)

第4条 学生担当教員は、大学教員（助手を除く。）のうちから、担当副学長の推薦に基づき、学長が指名する。

2 担当副学長は、次に定めるところにより、前項の推薦を行う。

- (1) 学類、体育専門学群及び芸術専門学群ごとに、当該学類長、体育専門学群長又は芸術専門学群長の意見を聴いて推薦する者 各1人
- (2) 研究群（ビジネス科学研究群を除く。）ごとに、当該研究群長の意見を聴いて推薦する者各1人（人間総合科学研究群にあつては4人）
- (3) グローバル教育院の教育院長の意見を聴いて推薦する者 2人以内

（任期）

第5条 学生担当教員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、学生担当教員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の学生担当教員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の学生担当教員は、再任されることができる。

（進言）

第6条 学生担当教員は、日常の学生指導に関する事項及び第8条に規定する学生担当教員会議において決定された事項について、関係する教育研究組織の長に対し、進言することができる。

（クラス担任教員等との協力関係）

第7条 学生担当教員は、その役割を行うに当たり、クラス担任教員、学生生活支援室の室員、関係部課室長、保健管理センター等に必要な協力を求めることができる。

（学生担当教員会議）

第8条 学生生活支援等に関する方針に基づき、具体的方策等の策定、学生担当教員の連絡協議その他学生生活支援に関する事項を審議するため、学生担当教員会議を置く。

第9条 学生担当教員会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当副学長
- (2) グローバル・commons機構の長
- (3) 学生担当教員
- (4) 学生生活支援室の室長、副室長及び次長
- (5) 体育センターの長
- (6) 保健管理センターの長
- (7) グローバル・commons機構国際交流支援部門の長
- (8) 学群における学士英語プログラムを担当する大学教員のうちから当該学群の学群長が指名する者
- (9) グローバル・commons機構国際交流支援部門の大学教員のうちから同機構国際交流支援部

門の長が指名する者 若干人

(10) 学生部長

(11) 教育推進部の課長のうちから教育推進部長が指名する者 1人

(12) 学生部就職課長

(13) 学生部学生交流課長

(14) グローバル・コモンズ機構の担当課長

2 学生担当教員会議に議長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 議長は、学生担当教員会議を主宰する。

4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(議事)

第10条 学生担当教員会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(開催)

第11条 学生担当教員会議は、毎年2回開催することを常例とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認める場合は、臨時にこれを開催することができる。

(構成員以外の出席)

第12条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(学生委員会等)

第13条 教育研究組織の長は、学生生活支援等のため、当該組織に、学生担当教員等を構成員とする学生委員会等を置くことができる。

2 学生委員会等に関し必要な事項は、教育研究組織の長が、別に定める。

(雑則)

第14条 この法人規程に定めるもののほか、学生担当教員等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平24.3.29法人規程38号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平27.3.26法人規程34号)

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平 3 1. 1. 2 4 法人規程 1 2 号）

この法人規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令元. 1 2. 2 6 法人規程 4 3 号）

（施行期日）

1 この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この法人規程の施行後最初に指名される学生担当教員のうち、第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により推薦されたものの任期については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。